

令和3年10月1日制定

令和6年4月1日見直し

社会福祉法人新井頸南福祉会

虐待防止のための指針

1. 本指針の目的

本指針は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」並びに「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」（以下、「高齢者虐待防止法等」という）の実効性を高め、入所者並びに利用者（以下、「入所者等」という）の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるように、介護保険法等関係法令に規定された「虐待防止のための指針」として定めるものです。

2. 施設等における虐待防止に関する基本的な考え方

当法人では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法等の理念に基づき、入所者等の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者・障害者の虐待防止、虐待の早期発見と早期対応に努め、虐待に該当する次の行為は行いません。

① 身体的虐待：

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 介護・世話の放棄・放任：

高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③ 心理的虐待：

高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待：

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待：

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

※その他、障害者虐待防止法に定める「障害者虐待」に該当する行為

3. 虐待防止検討委員会その他施設・事業所内の組織に関する事項

- (1) 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、施設・事業所（以下、「施設等」という）単位で「虐待防止検討委員会」を組織します。なお、本委員会の運営責任者は施設等の事業課長とし、当該者を以て、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とみなします。（以下、「責任者等」という）

- (2) 虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い他の委員会や会議と一体的に行う場合があります。加えて施設等に併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。
- (3) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- (4) 虐待防止検討委員会は、原則として責任者等の招集により、定期的に開催します。また、必要に応じて随時開催することとします。
- (5) 虐待防止検討委員会の議題は、責任者等が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。また、委員会の決定事項は、職員に周知徹底します。
- ① 虐待防止検討委員会その他の施設等の組織に関すること
 - ② 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとします。具体的には、次のプログラムにより実施します。
- ① 高齢者虐待防止法等関係法令の基本的な考え方の理解
 - ② 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場合の改善策
- (2) 虐待防止のための研修は、年2回以上定期的に実施します。加えて新規採用時には必ず実施することとします。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。欠席者には、研修資料を配布する等の方法により周知します。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による入所者等への虐待等を発見した場合、責任者等に報告します。虐待者が責任者等本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 責任者等は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が責任者等の場合は、他の上席者が責任者等を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設等で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

入所者等又はそのご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の6)「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとしします。
- (4) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。
- (5) その他、上述した内容に記載のない事項は、当法人の福祉サービス苦情解決実施要綱に基づき対応します。

9. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

10. その他、虐待防止の推進のために必要な事項

- (1) 4に定める研修会のほか、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、入所者等の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。
- (2) 施設等における虐待防止の具体的な対応は、当法人の「虐待防止マニュアル～虐待を発生させない取り組み～」に基づいて実施します。
- (3) 虐待防止については、本指針以外に施設等が所在する市町村の高齢者・障害者虐待防止マニュアル等に従って適切に対応することとします。

以上